

安全保障と学術に関する検討委員会設置要綱

〔平成 28 年 5 月 20 日
日本学術会議第 229 回幹事会決定〕

(設置)

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、安全保障と学術に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 委員会は、安全保障にかかわる事項と学術との関係について、日本学術会議がとるべき今日的な考え方に関する事項を審議する。

(組織)

第 3 委員会は、会長、副会長 3 名、各部からの推薦者 9 名（各部から 3 名）、及び会員・連携会員の 20 名以内をもって組織する。

(設置期限)

第 4 委員会は、平成 29 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

(庶務)

第 5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第一担当）及び事務局企画課の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。